

18歳から成年になります

民法が改正され、4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられました。現在18歳以上の人は成年となります。

(一部掲載)

変わる事 (18歳からできる事)	変わらない事 (20歳からできる事)
<ul style="list-style-type: none"> ◇親の同意がなくても契約できる ◇10年有効のパスポートを取得できる ◇公認会計士や司法書士などの国家資格を取得できる ◇結婚できる (男女とも18歳に変更) 	<ul style="list-style-type: none"> ◇飲酒する ◇喫煙する ◇競馬、競輪、オートレース、競艇などの投票券 (馬券など) を買う ◇大型、中型自動車運転免許の取得

気をつけることは？

成年に達すると、親などの同意を得なくても、自分の意思でさまざまな契約ができます。例えば、携帯電話の契約、クレジットカードをつくる、ローンを組むなどです。

一方で、成年になると未成年者取消権は行使できなくなります。契約にはさまざまなルールがあり、そうした知識がないまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。

契約をする前に、しっかりと内容を確認して、必要なかを見極めることが大切です。

成人式はどうなるの？

市では、毎年1月の成人の日に「新成人のつどい」を行ってきましたが、令和5年の成人の日からは、「はたちのつどい」へと名称を変え、これまでと変わらずその年度に20歳を迎える人を対象に式典を行います。

●問い合わせ先

◇消費者被害に関する事

- ・生活安全課 ☎(580)1897
- ・市消費生活センター (平日 午前9時半~正午、午後1時~4時半) ☎(580)1968

◇成人式に関する事

- こども・若者政策課居場所づくり担当 ☎(580)1811

児童扶養手当・特別児童扶養手当の額が変わります

4月分から児童扶養手当と特別児童扶養手当の額が改定されます。
※改定に伴う手続きは不要です。

●問い合わせ先

子育て支援課子育て支援担当
☎(580)1862

	児童	改定前	改定後
児童扶養手当 (月額)			
全部支給	第1子	4万3160円	4万3070円
一部支給		1万180円~4万3150円	1万160円~4万3060円
全部支給	第2子	1万190円	1万170円
一部支給		上記に加算	5100円~1万180円
全部支給	第3子以降	6110円	6100円
一部支給		上記に加算	3060円~6100円
特別児童扶養手当 (月額)			
1級	1人当たり	5万2500円	5万2400円
2級		3万4970円	3万4900円